

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

規 則
○行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課) 一

目 次
ページ

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十九号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

目次中、「第九十九条」を、「第百条」に改め、「第四節 県立大学(第百条)」を削る。

第九条の表総務部の項中、「、県立大学室」を削り、「税務課」の下に、「地方税徴収対策室」を加

え、同表環境生活部の項中「生活・文化課 男女共同参画推進課、NPO活動促進室、青少年課」を

「消費生活・文化課 共同参画社会推進課」に改め、同表経済商工観光部の項中「産業人材・雇用対

策課」を「産業人材対策課、雇用対策課」に改める。

第十一条行政経営推進課の分掌事務の項第十号中「県の行政に係る県民の相談」を「県政相談」に

改め、同項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同条私学文書課

の分掌事務の項に次の一号を加える。

十一 公立大学法人宮城大学に関すること。

第十一条県立大学室の分掌事務の項を削り、同条広報課の分掌事務の項中第五号を削り、第六号を

第五号とし、同条税務課の分掌事務の項の次に次のように加える。

地方税徴収対策室

- 一人住民税を含む市町村税の滞納整理の推進に関すること。
- 市町村徴税吏員の滞納整理に係る技術向上に関すること。
- 市町村が行う個人住民税の賦課徴収に関する事務の支援に関すること。
- 第十二条政策課の分掌事務の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、同条行政評価室の分掌事務の項第一号中「県民満足度調査」を「県民意識調査」に改め、同条地域振興課の分掌事務の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条情報政策課の分掌事務の項に次の二号を加える。
- 情報システムの最適化の推進に関すること。
- 情報セキュリティポリシーに関すること。
- 第十二条情報システム課の分掌事務の項第一号及び第三号を次のように改める。
- 共通基盤システムに関すること。
- 庶務・給与システムに関すること。
- 第十二条情報システム課の分掌事務の項に次の二号を加える。
- 電子申請システムに関すること。
- 情報システムの開発及び改善の技術的助言等に関すること。
- 第十三条環境政策課の分掌事務の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号及び第六号を削り、第七号を第四号とし、第八号から第十号までを三号ずつ繰り上げ、同項に次の二号を加える。
- 環境産業の振興に関すること。
- みやぎクリーンエネルギー創造プランに関すること。
- 第十三条環境対策課の分掌事務の項中第三号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。
- 公害紛争に関すること。
- 公害防止計画に関すること。
- 環境影響評価に関すること。
- 第十三条廃棄物対策課の分掌事務の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条生活・文化課の分掌事務の項中「生活・文化課」を「消費生活・文化課」に改め、同項第一号中「生活行政」を「消費生活行政」に改め、同項中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第七号及び第十六号を削り、第十五号を第十六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第六号を第八号とし、第二号の次に次の五号を加える。
- 消費生活に係る相談及び苦情処理に関すること。
- 消費生活に係る情報の管理及び提供に関すること。

- 五 消費者に対する金融の知識等の普及啓発に関すること。
- 六 消費者教育に関すること。
- 七 商品テストに関すること。
- 第十三条生活・文化課の分掌事務の項第十八号中「消費生活センター」を削り、同条男女共同参画推進課の分掌事務の項中「男女共同参画推進課」を「共同参画社会推進課」に改め、同項に次の九号を加える。

- 三 民間非営利団体の活動の促進に関すること。
- 四 ピンクちらし根絶活動 すばらしいみやぎを創る運動その他県民運動に関すること。
- 五 安全・安心まちづくりの調整に関すること。

- 六 コミュニティ対策に関すること。
- 七 余暇活用に係る総合的施策の企画及び推進に関すること。
- 八 青少年行政の総合的な企画及び調整に関すること。

- 九 青少年の健全な育成指導に関すること。
- 十 各種青年団体の健全な運営の指導に関すること。
- 十一 民間非営利活動プラザに関すること。

第十三条NPO活動促進室の分掌事務の項及び青少年課の分掌事務の項を削る。
第十四条長寿社会政策課の分掌事務の項第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

第十二条第二十五回全国健康福祉祭に関すること。
第十四条子ども家庭課の分掌事務の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第十一号までを二号ずつ繰り上げ、同条子育て支援室の分掌事務の項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 少子対策の推進に関すること。
- 第十四条子育て支援室の分掌事務の項に次の一号を加える。

四 児童の健全育成に関すること。
第十四条障害福祉課の分掌事務の項第七号中「視覚障害者情報センター」を削り、「及び障害者総合体育センター」を「障害者総合体育センター及び視覚障害者情報センター」に改める。

第十五条産業人材・雇用対策課の分掌事務の項中「産業人材・雇用対策課」を「産業人材対策課」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、第九号から第十七号までを削り、第十八号を第八号とし、第十九号を第九号とし、同項の次に次のように加える。

雇用対策課

- 一 勤労者福祉施策の企画及び調整に関すること。
- 二 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）の施行に関すること。
- 三 労働関係の調整及び教育に関すること。
- 四 勤労者の福祉の増進に関すること。
- 五 労働関係の調査及び統計に関すること。
- 六 労働委員会に関すること。
- 七 地域雇用対策に関すること。
- 八 中小企業の人材確保に関すること。
- 九 シルバー人材センターに関すること。
- 十 勤労者福祉施設に関すること。
- 第十六条農業振興課の分掌事務の項第十六号中「農業実践大学校」を「農業大学校」に改め、同条森林整備課の分掌事務の項第九号中「以下同じ。」を削る。
- 第二十一条の第三項中「かわわらず」の下に「総務部人事課」を加える。
- 第二十一条の四第一項の表総務部の項を次のように改める。

総務部			
人事課	私学文書課	税務課	管財課
行政管理室	県政情報公開室	地方税徴収対策室	財産利用推進室

第二十一条の四第一項の表環境生活部の項を次のように改める。

環境生活部	
環境対策課	環境対策課
原子力安全対策室	原子力安全対策室
廃棄物対策課	竹の内産廃処分場対策室

第二十一条第三項の表税務特別対策専門監の項を削り、同表危機対策企画専門監の項の次に次のように加える。

環境政策専門監 環境生活総務課 上司の命を受け、環境政策の総合的な企画及び調整に関する事務を掌理する。

第二十二条第三項の表中環境政策企画専門監の項を削り、食の安全安心推進専門監の項の次に次のように加える。

消費者相談専門監	消費生活・文化課	上司の命を受け、消費生活に係る相談及び苦情処理その他消費者施策の推進に関する事務を掌理する。
男女共同参画推進専門監	共同参画社会推進課	上司の命を受け、男女共同参画の推進に関する事務を掌理する。

第二十二条第三項の表不法投棄対策専門監の項、産業育成専門監の項及び産業人材政策専門監の項を削り、同表雇用推進専門監の項中「産業人材・雇用対策課」を「雇用対策課」に改め、同表国際経済専門監の項の次に次のように加える。

農林水産政策専門監	農林水産政策室	上司の命を受け、農林水産行政の総合的な企画及び調整に関する事務を掌理する。
-----------	---------	---------------------------------------

第二十二条第三項の表農業政策専門監の項を削り、同表水田営農専門監の項の次に次のように加える。

監視伝染病対策専門監	畜産課	上司の命を受け、監視伝染病対策の調整及び指導に関する事務を掌理する。
------------	-----	------------------------------------

第二十二条第三項の表会計管理専門監の項を削り、同条第五項の表主幹の項及び技術主幹の項中並びに「の下に」主任主査及び「を加え、同表主任主査の項中」特に命ぜられた事項を処理する」を「主査及び技術主査の事務を整理する」に改める。

第二十七条第一項の表所長の項中、「学長」を削り、同表校長の項中「農業実践大学校」を「農業大学校」に改め、同表学長の項を削り、同表次長の項及び副校長の項中「農業実践大学校」を「農業大学校」に改め、同表副学長の項及び所長代理の項を削り、同条第二項の表所長の項中「仙台中央県税事務所扇町出張所」を「県税事務所の地域事務所、仙台中央県税事務所扇町出張所」に改め、同条第三項の表副局長の項を削り、同表次長の項中「又は局長及び副局長」を削り、同条第六項の表税務専門監の項を削り、同表農地集積指導専門監の項の次に次のように加える。

北部地方振

災害復旧対策専門監 興事務所兼 原地域事務所 林業振興部 上司の命を受け、災害復旧対策の調整及び指導に関する事務を掌理する。

第二十八条第二項を削る。

第三十二条第一項の表宮城県大崎県税事務所の項中「宮城県大崎県税事務所」を

宮城県北部県税事務所 に、「大崎市」を「栗原市、大崎市」に改め、同表宮城県栗原

県税事務所の項及び宮城県登米県税事務所の項を削り、同表宮城県石巻県税事務所の項中

宮城県石巻県税事務所 を「宮城県東部県税事務所」に、「石巻市」を「石巻市、

登米市」に改め、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

- 7 第五項の所掌事務のうち、地域事務所の分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 徴収金の賦課（自動車税に限る。）及び徴収に関すること。
 - 二 自動車税の賦課に関する検査及び犯則取締りに関すること。
 - 三 軽油引取税に係る免税の手続に関すること。
 - 四 県税の徴収に関する検査に関すること。
 - 五 納税貯蓄組合等の育成指導及び表彰に関すること。
 - 六 選挙管理委員会事務局地方支局に関すること。
- 第三十二条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
- 2 県税事務所に、行政機関設置条例第十七条の規定に基づき、次の支所を置く。

名 称	位 置	事 業 担 当 区 域
宮城県北部県税事務所栗原地域事務所	栗原市	栗原市
宮城県東部県税事務所登米地域事務所	登米市	登米市

第三十五条第三項中、「環境化学部」を削り、同条第四項中「事務局及び」を削り、同項環境化学部の分掌事務の項を削り、同項水環境部の分掌事務の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 廃棄物及び資源循環に関すること。

第三十五条第四項水環境部の分掌事務の項に次の三号を加える。

五 微量化学物質に関すること。

六 飲料水及び鉱泉に関すること。

七 その他環境衛生一般に関すること。

第三十九条を次のように改める。

第三十九条 削除

第四十一条第三項中、「第七項第三十二号及び第三十三号」を、「第七項第三十三号及び第三十四号」に改め、同条第七項中第五十九号を第六十号とし、第五十四号から第五十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五十三号中「上下水道その他衛生施設」を、「水道及び簡易給水施設」に改め、同号を同項第五十四号とし、同項中第五十二号を第五十三号とし、第十三号から第五十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 がん対策の推進に関すること。

第四十一条第八項中、「第五十号から第五十二号」を、「第五十一号から第五十三号」に、「第五十四号から第五十六号」を、「第五十五号から第五十七号」に、「第五十九号」を、「第六十号」に改め、同条第九項中、「第二十九号」を、「第三十号」に、「第三十号から第五十九号」を、「第三十一号から第六十号」に改め、同条第十項第三十六号中「上下水道その他衛生施設」を、「水道及び簡易給水施設」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項中第六号から第三十五号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 がん対策の推進に関すること。

第五十七条を次のように改める。

第五十七条 削除

第六十三条第十項総務部の分掌事務の項第二号中「関すること」の下に、「(仙台地方振興事務所を除く。)」を加え、同項第四号中「県の行政に係る県民の相談」を、「県政相談」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十三号中「関すること」の下に、「(仙台地方振興事務所を除く。)」を加え、同号を同項第十二号とし、同項中第十四号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十一項総務部の分掌事務の項第四号中「県の行政に係る県民の相談」を、「県政相談」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同項第七号

中「災害対策本部地方支地域部」を、「災害対策本部地域部」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第八号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十二項南三陸支所の分掌事務の項第四号中「県の行政に係る県民の相談」を、「県政相談」に改める。

第七十条の見出しを「(農業大学校)」に改め、同条第一項中「農業実践大学校条例」を「農業大学校条例」に、「農業実践大学校の」を「農業大学校の」に改め、同項の表宮城県農業実践大学校の項

中 宮城県農業実践大学校

を

宮城県農業大学校

に改め、同条第二項中「農業実践大学校」を「農

業大学校」に、「農産学部」を「水田経営学部」に、「農村起業学部」を「アグリビジネス学部」に改め、同条第三項中「農業実践大学校」を「農業大学校」に改め、同項の表中

宮城県農業実践大学校古川教場

宮城県農業実践大学校岩出山教場

を

宮城県農業大学校古川教場

宮城県農業大学校岩出山教場

に改め、同条第四項中「農業実践大学校」を「農

業大学校」に改め、同項農産学部の分掌事務の項中「農産学部」を「水田経営学部」に改め、同項農村起業学部の分掌事務の項中「農村起業学部」を「アグリビジネス学部」に改め、同条第五項中「農業実践大学校」を「農業大学校」に改める。

第七十二条第一項及び第四項総務部の分掌事務の項第四号中「農業実践大学校」を「農業大学校」に改める。

第七十三条第四項第十四号中「農業実践大学校古川教場」を「農業大学校古川教場」に改める。

第七十六条第四項第十七号中「農業実践大学校岩出山教場」を「農業大学校岩出山教場」に改める。

「第四節 県立大学」を削る。

第一百条を次のように改める。

第一百条 削除

別表第二宮城県私立学校審議会の項の次に次のように加える。

公立大学法人宮城大学 評価委員会	地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十一条第二項に掲げる事項に関すること。	同
---------------------	---	---

別表第一公立大学法人宮城大学評価委員会の項、宮城県公害審査会の項及び宮城県環境影響評価技術審査会の項を削り、同表宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進審議会の項中

同	環境政策課	に改め、同表宮城県保健環境センター評価委員会の項の次に次のように加える。
---	-------	--------------------------------------

宮城県公害審査会	公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第十四条の規定による公害に係る紛争の和解の仲介、調停及び仲裁並びに同法の規定によりその権限に属する事項に関すること。	同
宮城県環境影響評価技術審査会	環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号）第四十七条の規定による環境影響評価その他の手続等に関する技術的な事項の調査審議に関すること。	同

別表第二宮城県消費生活審議会の項中

生活・文化課	を	消費生活・文化課	に改め、同表安全・
--------	---	----------	-----------

安心まちづくり推進委員会の項を削り、同表宮城県男女共同参画審議会の項中

男女共同参画推進課	を	同
-----------	---	---

共同参画社会推進課	に改め、同表宮城県民間非営利活動促進委員会の項中	NPO活動促進室	を
-----------	--------------------------	----------	---

同
に改め、同表宮城県民間非営利活動拠点施設指定管理者選定委員会の項の次に次のように加える。

安全・安心まちづくり推進委員会	犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例（平成十八年宮城県条例第四十六号）第八条の規定による基本計画その他安全・安心まちづくりに関する重要事項についての審議及び知事に対する意見の具申に関すること。	同
-----------------	--	---

別表第二宮城県青少年問題協議会の項中

青少年課	を	同	に改め、同表み
------	---	---	---------

やぎ保健医療福祉プラン推進委員会の項の次に次のように加える。

宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会	福祉サービス第三者評価を行う事業の推進に関する重要事項の調査審議に関すること。	社会福祉課
-----------------------	---	-------

別表第二宮城県職業能力開発審議会の項中
産業人材・雇用対策課
を
産業人材対策課
に改める。

別表第三こもればの森（森林科学館、野外炊事場、倉庫・車庫、野外便所、湿性植物園、山菜・薬草見本園、広場（デイ・キャンプ場を含む。）及び駐車場に限る。）の項中

栗原市	栗原市	を
-----	-----	---

栗原市	特定非営利活動法人宮城県森林インストラクター協会	に改め、同表蔵王野鳥の森自然観察センター
-----	--------------------------	----------------------

の項中
社団法人宮城県林業公社
を
特定非営利活動法人宮城県森林インストラクター協会
に改め、同

表県民会館の項中
生活・文化課
を
消費生活・文化課
に改め、同表民間非営利活

動プラザの項中
NPO活動促進室
を
共同参画社会推進課
に改め、同表障害者総合体育センターの項の次に次のように加える。

視覚障害者情報センター	同	財団法人宮城県視覚障害者福祉協会（昭和四十四年二月二十一日に財団法人宮城県視覚障害者	同
-------------	---	--	---

福祉協会の名称で設立された法人をいう。

別表第三神割崎野営場の項中

南三陸町

を

神割観光物産振興組合

に改め、同表松島公園（駐車場に限る。）の項中

松島町

を

に改め、同表小鯖

漁港の指定施設の項中

漁港漁場整備課

を

に改め、同表仙台塩釜

港仙台港区港湾環境整備施設（中央公園、みなと公園及びりバーウォークに限る。）の項中、

と公園」を削り、同表阿武隈川下流域下水道の項中

同

を

荏原エンジニアリングサービス株式会社

に改め、同表鳴瀬川流域下水道の項中

同

を

に改め、同表北上

川下流域下水道の項中

同

を

石巻環境サービス株式会社

に改め、同表県営住宅条例（昭和三十五年宮城県条例第十二

号）別表に規定する県営住宅等の項を次のように改める。

普通県営住宅及び共同施設（県営名取野坂住宅、県営名取飯坂住宅、県営名取取が丘四丁目住宅、県営名取谷津山住宅、県営名取手倉田第二住宅、県営名取増田住宅、

仙台市、名取市、岩沼市、

太平ビルサービス株式会社

住宅課

県営岩沼亀塚住宅、県営岩沼相原住宅、県営岩沼千貫住宅及び県営岩沼茨田住宅に限る。）並びに改良県営住宅、地区施設及び改良住宅駐車を

巨理郡巨理町

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の行政組織規則第百条に規定する宮城大学の平成二十年度の予算に係る会計事務については、公立大学法人宮城大学を同規則第四条に規定する地方機関とみなし、公立大学法人宮城大学において所掌するものとする。